墨田区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補 償に関する条例の一部を改正する条例(案)概要

1 改正理由及び内容

都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する 条例の一部改正(4.12.22 公布、同日施行(4.4.1 適用))を踏まえ、次のと おり補償基礎額の改定をする。

経験年数	5年未満	5年以上	10年以上	15年以上	20年以上	25年以上
		10年未満	15年未満	20年未満	25年未満	
学 校 医	7,059円	8,730円	11,448円	12,990円	15,534円	16,563円
及び	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow
学校歯科医	7,194円	8,820円	11,481円	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)
	6,135円	7,215円	8,937円	10,443円	11,451円	11,844円
学校薬剤師	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow	\downarrow
	6,240円	7,260円	8,943円	(現行どおり)	(現行どおり)	(現行どおり)

2 施行期日等

公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。